



Title	19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法： ドイツ同盟のプレス法議論への示唆
Author(s)	的場, かおり
Citation	阪大法学. 2023, 73(4), p. 31-63
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93271
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19世紀初頭フランスにおける プレスの自由と立法

——ドイツ同盟のプレス法議論への示唆——

的 場 かおり

- 1 はじめに
- 2 『独英のプレス立法』第Ⅱ部
 - (1) 原著『文書誹謗、プレス、ジャーナルに関するイギリス立法の叙述』(1817年)
 - (2) クルークの目的
- 3 プレスの自由にかかる立法の変遷
 - (1) 革命期～第一帝政期
 - (2) 王政復古期
- 4 フランスの陪審制
 - (1) 刑事訴訟法(1791年)と罪刑法典(1795年)
 - (2) 1801年の二法
 - (3) 治罪法典(1808年)
- 5 おわりに

1 はじめに

19世紀初頭のヨーロッパは激動の中にあった。ナポレオン率いるフランスは、圧倒的な軍事力によって周辺国を次々と支配下に置くとともに、民法典をはじめとする法典編纂を成し遂げた。他方、隣国の神聖ローマ帝国はライン同盟の結成を機に解体され、フランス支配が及んだ国や地域にはフランス法制が導入された。ようやく解放戦争によってナポレオンを打ち破った各国はウィーンにおいて、革命や自由主義、ナショナリズムを抑圧し、正統主義に基づく政治秩

論 説

序を再建することを決定した。そしてこのウィーン体制の下でドイツ地域は1815年、「ドイツ同盟」という新体制を発足させた。

ドイツ同盟規約18条は、「同盟関係にある諸侯および自由都市は、ドイツ同盟諸国の臣民に対して次の権利を保障することに同意した。(中略) d 同盟議会は、その第1回会議においてプレスの自由ならびに複写物に対する著作者および出版者の諸権利の保障に関して一律的命令を制定することに取り組むものである」と定めたため、これ以降、ドイツ同盟議会を舞台にプレスの自由や立法をめぐる議論が展開されることになった。⁽¹⁾このような中、ライプツィヒ大学教授のヴィルヘルム・トラウゴット・クルーケ W. T. Krug (1770~1842年) は1818年、『プレスの自由に関するドイツの立法草案ならびにイギリス立法についての叙述 Entwurf zur deutschen, und Darstellung der englischen Gesetzgebung über die Preßfreiheit』(以下、『独英のプレス立法』と呼ぶ)⁽²⁾をドイツ同盟に献呈した。執筆のきっかけは、ザクセン政府が16年3月、ドイツ同盟議会の自国代表にプレス問題に関する指示を与えることを目的として、ライプツィヒ大学にプレス問題に関する報告書の作成を依頼し、クルーケが報告書作成の委員に選ばれたことであった。

『独英のプレス立法』は2部から構成されている。第I部「ドイツにおけるプレスの自由に関する一般法草案 Entwurf zu einer allgemeinen Gesetzgebung über die Preßfreiheit in Deutschland」(1~36頁)は、クルーケ自身が起草した同盟プレス法案の紹介・解説にあてられた部分であり、すでに別稿にて検討した。⁽³⁾続く第II部「文書誹謗、プレス、ジャーナルに関するイギリス立法の叙述 Darstellung der englischen Gesetzgebung in Bezug auf das Libell, die Presse und die Journale」(37~157頁)は、フランス人の著作をクルーケがドイツ語訳したものである。第II部の内容を分析するに先立ち、なぜクルーケがフランス人の著作をドイツ同盟議会に紹介しようとしたのか、そもそもフランス人の著作はいかなる目的をもって出版されたものであったのかという点を解明する必要があろう。ウィーン体制の下で新たに「ドイツ同盟」を発足させたドイツ地域と同様、フランスもまた、「王政復古」という新体制を始動させたばかりであり、新しい政治体制の下でプレスの自由をどう扱い、どのよう

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

なプレス立法を行うのかという共通の課題を抱えていた。

そこで本稿では、19世紀初頭、特に『独英のプレス立法』第Ⅱ部の原著が出版された1817年までのフランスに焦点を当て、プレスの自由をめぐる議論やプレス法の整備がどのように展開したのかを考究する。フランスの実相を明らかにすることは、同時期のドイツのみならず、第Ⅱ部が扱うイギリスにおけるプレスの自由やプレス法制との比較を行う上でも、有益かつ重要である。

2 『独英のプレス立法』 第Ⅱ部

ここではまず、『独英のプレス立法』第Ⅱ部としてクルーケが翻訳した原著について、著者および執筆・出版の背景を中心に考察する。それを踏まえ、クルーケがなぜ1818年に『独英のプレス立法』を出版するに際して、このフランスの文献を第Ⅱ部としてドイツに紹介することとしたのかを明らかにする。

(1) 原著『文書誹謗、プレス、ジャーナルに関するイギリス立法の叙述』

(1817年)

前述のように、クルーケの『独英のプレス立法』は2部から構成されている。第Ⅰ部にあたる論文はまず、1816年8月に『ドイツ国家評論 Deutsche Staats-Anzeigen』⁽⁴⁾に掲載された。その後、寄せられた批評に応える形で修正されたものが『独英のプレス立法』の第Ⅰ部として再録された。それに対して第Ⅱ部は、フランスで1817年に出版された『文書誹謗、プレス、ジャーナルに関するイギリス立法の叙述 De la législation anglaise sur le libelle, la presse et les journaux』（以下、『イギリス立法』と呼ぶ）をクルーケがドイツ語に翻訳したものである。

『イギリス立法』を著したのは、ジャン・エドモン・トゥルナション・ド・モンヴェラン Jean Edmond Tournachon de Montvéran (1764年～没年不詳)⁽⁵⁾である。モンヴェランはリヨンに生まれ、神学を修め司祭となった。フランス革命が勃発すると反革命の側に立ち、反革命運動を指導した亡命貴族カロンヌ C.-A d. Calonne (1734～1802年) によって「リヨンの反革命の魂」と評された。1791年以降はイギリスなど国外での生活を余儀なくされ、モンヴェランが

論 説

フランスに戻ったのは王政復古後のことであった。

帰国後は、イギリスの法律や政治、歴史をテーマにした著作を次々と発表し、その一つが『イギリス立法』(1817年)である。『イギリス立法』は当初、『1816年1月1日のイギリス情勢の批判的・体系的歴史：その財政、農業、製造業、通商と航行、国家体制と外交政策に関する Histoire critique et raisonnée de la situation de l'Angleterre au 1er janvier 1816, sous les rapports de ses finances, de son agriculture, de ses manufactures, de son commerce et sa navigation, de sa constitution et de sa politique extérieure』の一部として執筆されていたが、当時この書籍の出版は遅れていた。そこでモンヴェランは『イギリス立法』を独立させて世に送り出した。というのも、議会がプレス立法について議論する最中、時機を逸することなく、イギリスの法制度を示すことが有益であると判断したためである。彼は、フランスのプレス立法はスタートしたばかりで試験中である、すなわち、まだ立法が不完全なフランスに対し、イギリスの立法は、濫用されたこともあったが、長い歴史の中で形成されてきた、と述べ、とりわけプレス犯罪にかかるイギリスの訴訟制度、すなわち陪審制に⁽⁶⁾関心を寄せた。当時のフランスの陪審制については後述する。

(2) クルーケの目的

では、クルーケが『イギリス立法』を翻訳し、ドイツ同盟議会に紹介する目的とは何であろうか。彼は『独英のプレス立法』の「前書き」において、以下のように述べている。まず、望ましいドイツ同盟のプレス法とは、完全なプレスの自由を保障すると同時に、著作者が⁽⁷⁾プレスの自由を濫用した際には裁判所、特に陪審裁判 Schwurgericht (jury) でその責任が問われることを定めるものであり、そのモデルはイギリスのプレス法制に求められる、と。次に、ドイツ同盟と同様、プレス法の整備という課題に取り組むフランスでは、教養人たちがモンヴェランの『イギリス立法』を読んでイギリスの立法に注目するようになっている、と。

王政復古直後のフランスにおいて、イギリスの諸制度は好んで論じられ、特に自由主義的な人々を魅了しており、イギリスで長い歴史をもつ陪審制もその一つであった。このようにクルーケは、ドイツ同盟が立法する際にイギリスの

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

プレス法制が参考になると説く一方で、イギリスのプレス法制はドイツでもしばしば引き合いに出されるが、正確さを欠いた理解が多いと指摘する。そのような中、モンヴェランの『イギリス立法』ほど完璧かつ詳細にイギリスのプレス法制を論じた著作は他にないと称賛し、同書をドイツ語訳することの意義を説いたのである。

プレス犯罪を陪審制の下で裁くべきであるというクルークの主張は、『独英のプレス立法』第Ⅰ部で提示したプレス法案の4条「印刷物の性状」と5条「⁽⁹⁾検閲の自由 Zensurfreiheit」に付された注釈に確認できる。

4条は、印刷許可が与えられないケースを列挙した条文であるが、その注釈では、「ただし、同条の法規定は不明瞭である。しかしそれより明瞭なものを探求することは難しい。この種のものは他のどこにおいてであろうと定めることはできない。この観点からすれば、どの検閲法もどれほど不明瞭でないといえようか。プレスの自由に関して絶賛されるイギリスの立法でさえどれほど不明瞭であろうか。第Ⅱ部を参照せよ。しかしまさにそれゆえ、プレス犯罪に関して衡平と善に基づき ex aequo et bono 判断するために陪審裁判所というすばらしい機関がより一層必要となるのである、この機関に他のことは一切判断させず、プレスに対する権力の濫用とプレスの濫用自体を防止させることによって」と述べられている。クルークは、検閲がその基準や運用において不明瞭であることは避けられないがゆえに、書籍の違法性に関する判断は陪審裁判によって行われるのが適当であると主張するのである。

5条は、著作者または編集者が処罰に値する目的を遂行しようとしていることがかなりの蓋然性をもって推測される場合、その書籍は事前の検閲なく印刷することが許されたとして、裁判所が、彼が処罰に値する目的をもってプレスを濫用したと認めると即座に、彼は書籍の内容に関して国家に対して責任を負い、検閲からの自由を喪失する、と定めた。注釈では、「当該推測の非合法性は、これまで法律によって検閲の自由が与えられていた人物であるということを顧慮して、裁判所による判断（正確にいえば、陪審裁判による判断）によって宣言される」と書かれ、書籍の目的が合法か非合法かの判断は陪審裁判に委ねるべきとするクルークの主張が確認できる。

論 説

きわめて興味深いのは、1816年版ではこれらの注釈が両条文いすれにも付されていなかったことである。⁽¹⁰⁾つまり、クルーケがプレス犯罪に陪審制を採用することを主張するようになった背景には、少なくとも17年に出版されたモンヴェランの著作の影響があったと考えることは合理的であろう。

3 プレスの自由にかかる立法の変遷

モンヴェランが『イギリス立法』を執筆した意図を正確に捉えるためには、当時のフランスにおけるプレス法制を理解する必要がある。執筆された時期は王政復古の直後であり、当時はフランス革命やナポレオン1世の下で構築された体制の見直しが喫緊の課題とされ、⁽¹¹⁾プレス法制もその一つであった。

(1) 革命期～第一帝政期

フランス革命は、プレスにとっても一大画期となった。印刷業や書籍業にかかるギルドは解体され、いわゆる「フランス人権宣言」11条は「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は自由に話し、書き、印刷する imprimer ことができる。ただし、法律によって定められた場合には、この自由の濫用について責任を負わなければならない」と定め、この条文は1791年憲法にも引き継がれた。1793年憲法の「人権宣言」7条は「出版物 presse その他のあらゆる手段により自己の思想および意見を表明する権利、平穏に集会する権利および信仰の自由は禁止されない。上の諸権利を明確に述べる必要があるのは、専制政治の存在または最近の記憶があるからである」、そして1795年憲法353条は「何人も、自己の思想を話し、書き、印刷したまは公表する publier ことを妨げられない。文書はその公表前にいかなる検閲も受けとはしない。何人も、法律により定められた場合を除いて、書いたことまたは公表したことについて責任を問われない」と規定した。しかし、施行されなかつた1793年憲法を除き、いすれの条文にも法律の留保が付されていた。つまり、印刷や公表（出版）にかかる自由は確かに明文化されたが、その反面で、事前検閲や刑事罰、新聞印紙税の導入などにかかる法律が相次いで制定されたことにより、⁽¹²⁾プレスは決して国家の統制から自由になった

わけではなかった。

第一帝政の幕が上がると、プレスへの統制は一層強化される。1804年5月18日の「組織的元老院決議 Sénatus-consulte organique」では、それ以前の憲法に見られたプレスの自由の保障を謳う条文が姿を消す一方で、プレスの自由元老院委員会 commission sénatoriale de la liberté de la presse なる組織が新設された。この委員会は、元老院によって任命された元老院議員7名から構成され、プレスの自由を監視する veiller 責任を負った（64条）。著作者、印刷業者、および書籍業者は、印刷・頒布に対してなされた禁止処分 empêchement に不服がある場合、委員会に訴えることができ（65条）、委員会は、当該処分が国益に照らして正当でないと判断した場合は、それを命じた大臣に取り消しを勧告した（66条）。1ヵ月の間に3回勧告しても処分が取り消されない場合、元老院は会議を開き「プレスの自由が侵害されていると強く推定される」と宣告し、大臣を帝国高等法院に告発する手続が取られた（67条、⁽¹⁴⁾ 112条、119条）。

確かに、処分に対する不服を扱う委員会が設置され、所管する大臣を弾劾する道も開かれることにはなったが、そもそも元老院が人事面でも運用面でも皇帝に従属する組織であり、その元老院内に帝国高等法院が設置されたという点には留意が必要である。加えて、プレスの自由元老院委員会の権限は、予約購読および定期的に印刷・頒布されるもの、すなわち新聞や雑誌といった定期刊行物には及ばない（64条2項）とされた点も看過されてはならない。新聞や雑誌は革命以降その数を急増させ世論にも影響力をもつようになっており、ナポレオン1世のプレス政策の主眼が新聞や雑誌の統制に置かれていたことは明白である。実際にパリの有力紙は1805年以降、人事や財務の面において国家の介入を受けるようになり、11年にはパリの新聞はわずか4紙に限定された。

第一帝政期の検閲体制を確立したのが、1810年2月5日の「印刷業および書籍業の規制に関するデクレ Décret impérial contenant règlement sur l'imprimerie et la librairie」である。⁽¹⁵⁾ 内務大臣の下に、局長と6名の傍聴官 auditeur ⁽¹⁶⁾ (auditorat) からなる印刷・書籍局が設置された（1条、2条）。

⁽¹⁷⁾ 印刷業と書籍業は免許制とされた。各業者は、内務大臣が承認し印刷・書籍局長が交付する免許を取得し、かつ、君主への臣従義務と国家の利益を害する

論 説

ものを印刷しないことを宣誓しなければならず、違反行為があった場合には、刑事罰や損害賠償、免許取り消し等の処分が科された（5条、9条、10条、29条、30条、41～47条）。また、印刷業者については県ごとに定員が定められた（3条）。ブルターニュの印刷・出版業を研究するソレル P. Sorelによれば、免許を得られなかった業者への補償問題なども浮上し、実際には、即座に定員が厳守されたわけではなかった。⁽¹⁸⁾

次に、検閲の流れを見てみよう。印刷業者が、タイトルと著作者名を明らかにし、印刷・書籍局長に印刷の申請を行うと、この内容は県知事を介して警察大臣に報告された（12条）。⁽¹⁹⁾申請を受けた印刷・書籍局長は、印刷を認める場合は許可証 *récépissé* を発行する（12条、23条）が、適切と判断すれば著作物 *ouvrage* の閲覧と審査 *examen*、印刷停止を命じることもでき、印刷停止を命じた場合は著作物を検閲官 *censeur* に送付した（13条、14条、23条）。警察大臣と県知事も印刷停止を命じることができた（15条）。また印刷・書籍局長は、印刷申請されたものが公役務 *service public* に関係すると判断した場合、関係大臣に報告し、大臣の要請に応じて審査に服させることもできた（19条）。同デクレでは「審査 *examen*」という語が用いられているものの、審査を担当したのは印刷・書籍局長の助言と内務大臣の提案に基づき皇帝によって任命された「検閲官 *censeur*」であり、実態は検閲に他ならない。確かに、すべての印刷物を事前検閲に服させるというシステムではなかったが、検閲の要否の決定は印刷・書籍局長の裁量や主導に拠るところが大きく、いかなる印刷物も検閲から解放されていたわけではなかったことは明白である。

同デクレが41条で言及した刑法典は、1810年2月12日から2月20日にかけて順次制定された。⁽²⁰⁾まず、プレス犯罪に該当するのは第3部「重罪、軽罪およびその処罰について」第1編「公共の事物に対する重罪および軽罪」第3章「公共の平穏に対する重罪および軽罪」第6節「著作者、印刷者または製版者の氏名を記載せず頒布された文書、図画または版画を用いてなされた犯罪」（283～289条）である。事情を知りながら、著作者または印刷者の氏名、職業、住所を記載していない印刷物の出版または頒布に寄与した者は拘禁6日～6月に処された（283条）。また、犯罪を教唆する内容の印刷物を頒布等した者は、文書

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

の出所を明かさなかった場合は当該文書の著作者・印刷者の共犯として処罰されたが、出所を明らかにすれば拘禁6日～3月に減ぜられた（285条）。善良な風俗に反する印刷物の場合は、罰金16～500フランおよび拘禁1月～1年が科された（287条）。これらの印刷物はいずれも没収された（286条、287条）。第6節の後に置かれた特別規定（290条）は、たとえ著作者、印刷者、製図者または製版者の氏名が記載されている場合であっても、警察の許可を得ずに印刷物を販売・掲示することを職業とした者には拘禁6日～2月が科されると定めた。

次に、プレスがその表現内容によって責任を問われる可能性があるのが「中傷 calomnie」と「侮辱 injure」である。これらは、第3部の第2編「個人に対する重罪および軽罪」第1章「人身に対する重罪および軽罪」第7節「偽証、中傷、侮辱、秘密の漏洩」の、特に367～377条で規定された。

印刷の有無を問わず文書を用いて、もしその事実が存在すれば内容が適示された者を重罪、軽罪の訴追を受ける危険に晒す行為、または、市民の軽蔑や憎悪を受ける危険に晒すだけの行為も、中傷という軽罪 délit とされた（367条）。適正な証拠によって真実であると証明できればすべての刑を免除されるが、適正な証拠を示せない限り、虚偽の事実による中傷とみなされ、その事実が死刑等にあたる重大なものであった場合は拘禁2～5年、罰金200～5000フラン、その他の場合は拘禁1～6月、罰金50～2000フラン、裁判所職員、行政警察職員、司法警察職員に対する誣告 dénonciation calomnieuse の場合は拘禁1月～1年、罰金100～3000フランが科された（368条、370条、371条、373条）。加えて、刑を終えた日から起算して5～10年は、刑法典42条に列挙された8つの権利（選挙権、被選挙権、公職・公務に就く権利、武器を所持する権利、親族会での投票権、後見人・保佐人となる権利、鑑定人・証書の証人となる権利、裁判で証人となる権利）が停止された（374条）。

印刷の有無を問わず文書を用いて、明白な事実の適示はないが一定の悪行 vice について侮辱または侮辱的表現を行った者には、16～500フランの罰金が科された（365条）。ただし、重大性かつ公然性を欠く場合は、違警罪に問われた（366条）。

論 説

教唆されることなく人を侮辱した者は、367～378条に規定されていない場合⁽²²⁾であっても違警罪に問われ、1～5 フランの罰金が科された（471条11号）。

以上のように、プレスが表現に関して責任が問われる可能性のある中傷や侮辱の罪は軽罪または違警罪であり、重罪を裁く陪審制の対象とはされなかつた。⁽²³⁾そして1819年以降、これらの犯罪は刑法典からプレス法へ移されることになつた。

（2）王政復古期

最初に、ここで扱う王政復古期は、1814年からモンヴェランが『イギリス立法』を出版した17年までとすることを断つておく。彼がこの時期のフランスのプレス法制を「スタートしたばかりで試験中」と評したことは前述のとおりだが、他にも、1814年に制定された憲章（以下、1814年憲章と呼ぶ）はプレスに関する自由を認めたものの、その後に制定された諸法が新聞や定期刊行物を制限・規制している、ナポレオン刑法典が依然として有効である、そしてプレス法制は例外法（非常事態法）*loi d'exception* の輻の下に置かれ、不完全な立法状況にある、といった問題点を指摘している。⁽²⁴⁾

①第一次王政復古期

ロシア皇帝アレクサンドル1世の布告と臨時政府の首班タレーランの主導の下、1814年4月6日、いわゆる元老院憲法が制定され、国民主権に基づきブルボン家による王政が復活させられた（1条、2条）。⁽²⁵⁾同憲法23条は、「プレスの自由は、この自由の濫用が引き起こす犯罪に対する法的規制を除き、完全である。プレスの自由および個人の自由に関する元老院委員会は存続する」と定めた。しかしルイ18世はこの憲法を「拙速」で「現在の形では国家の基本法たりえない」として拒否し（5月2日の「サン・トゥアン宣言」）、6月4日、1814年憲章を欽定した。同憲章8条が「フランス人は、自由の濫用を抑制する法律の範囲内で、自己の意見を公表し印刷させる権利を有する」と定める一方で、6月10日の王令では、プレスの濫用を防止するため、必要な立法がなされるまでの間、1810年のデクレをはじめとする従来の規制を暫定的に維持するという方針が示された。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

自由の濫用を抑制する法律として制定されたのが、1814年10月21日の「プレ

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

スの自由に関する法律」(以下、1814年プレス法と呼ぶ)である。憲章起草委員も務めた内務大臣モンテスキュー＝フェザンサック F.-X.-M.-A. d. Montesquieu-Fézensac (1756~1832年) の下で同法の制定にあたり主導的な役割を果たしたのは、ほどなく「純理派 doctrinaires」と呼ばれるようになる一派のメンバーであった。⁽²⁸⁾ すなわち、印刷・書籍局長のロワイエ＝コラール P. P. Royer-Collard (1763~1845年)、内務省事務総長としてロワイエ＝コラールをサポートしたギゾー F. Guizot (1787~1874年) である。彼らは、「君主制原理=旧いフランスと革命の成果である自由・平等の理念=新しいフランスとを和解させて、自由・平等を一定の権威と秩序の下で実現する」という自身の主張を具現化したのが1814年憲章であるとみなし、過激王党派と共和派という両極の間に立って同憲章を守ることに努めた。それゆえ彼ら純理派の立場はしばしば、「折衷主義」や「ジュスト・ミリュ juste milieu」などと形容される。

ロワイエ＝コラールは、革命後期に一時政界に身を置いたこともあったが、1810年以降はソルボンヌ大学で哲学史を教えていた。リード T. Reid (1710~96年) に代表されるスコットランド学派（コモン・センス派）の哲学を受容した彼の哲学は、後継者クザン V. Cousin (1792~1867年) に多大な影響を与えたことで知られる。ロワイエ＝コラールとギゾーの親交は、ギゾーが12年にソルボンヌ大学教授となったことで始まり、内務省事務総長のポストにギゾーを推薦したのもロワイエ＝コラールであった。

ギゾーは1814年に『プレスの自由に関するいくつかのアイデア』を著している。フランスは目下のところ、ナポレオンの専制政治によって公共の精神 esprit public が消滅させられ、人々は国事に対する関心を失った状態にあると指摘した上で、残存する帝政期の悪を除去して国家に自信と活力を取り戻すには、公共の精神の復活が不可欠であると説く。公共の精神を復活させるために、ギゾーが最も重要な自由の一つと位置づけたのがプレスの自由である。とはいっても現状では、無制約なプレスの自由を認めるわけにはいかず、一定の規制が必要であると主張する。そして彼は、プレスがなんらかの罪を犯した場合に裁判所がこれを裁き制裁を科すのは当然のことではあるが、そのような犯罪や危険を未然に防ぐことができるのは「事前検閲」のみであるとして、検閲を容認した

論 説

のである。

以上の立場を明確にした上で、ギゾーはプレスの自由に関する立法のポイントとして、次の11項目を挙げる。⁽³²⁾ ①国王が任命する検閲官による検閲をパスしないものは印刷できない、②検閲官が許可を与えれば印刷できる、③検閲官が印刷を停止させる理由を見つけられない場合、検閲官は即座に自身の責任で、自由に印刷できることを著作者に知らせなければならない、④印刷停止は、書籍局長を長とし検閲官らがメンバーを務める委員会に報告され、委員会は、著作者の弁明を聴き、多数決で決定を下す、⑤会期ごとに、貴族院議員3名、代議院議員4名、国王が任命した委員6名からなる委員会が編成される、⑥書籍局長は委員会に毎年、印刷停止を命じた著作物のリストと、検閲官が印刷停止と判断した根拠を記した報告書を送付する、⑦印刷停止処分に不服のある著作者は、委員会に申し立てができる、⑧委員会は、検閲官の報告と著作者が提出した原稿に基づき、多数決で印刷停止処分の維持か取り消しかを決定する、⑨委員会は毎年刷新されるが、印刷停止の決定を受けた著作者は新しい委員会に再度不服申し立てを行うことはできない、⑩代議院は5年ごとに、適当と判断すれば、プレスの自由に関する法律の改正を要求でき、著作者の申し出と一定数の議員の署名があれば、それまで維持されてきた印刷停止処分の取り消しを要求することができる、⑪検閲官が与えた許可は、著作者とその著作物を検察による起訴から守る。

またギゾーは、検閲を容認するにあたり、しばしば問題にされる検閲の恣意性について検討している。彼はこの問題を解決するために、検閲官が遵守すべき規則を策定すること、書籍局長や所管大臣の責任を明確にすること、さらに、検閲に基づきなされた印刷停止処分をめぐる最終判断は、行政を監督する立場にある国王および両院の各代表者に委ねることを提案した。⁽³³⁾

さて、ロワイエ＝コラールの主導の下で制定された1814年プレス法は全22条からなり、プレスのコントロールを担う三本柱として、一定の枚数以下の著作物への事前検閲、定期刊行物に対する許可制、印刷業者・書籍業者の免許制を定めた。

まず、検閲システムは以下のとおりである。1条 (20枚=320頁を超える著

作物）と 2 条（枚数に関係なく、①死語および外国語で書かれたもの、②命令書 mandemen、司教教書、カテキズム、祈祷書、③弁護士または代訴人が署名した裁判記録、④国王が設置または認可した文芸協会および学会の記録、⑤両院議員の意見書）に該当するものを除き、パリの書籍局長と県知事は状況に応じて印刷前に報告させることができ、書籍局長は、自身が要求したものおよび県知事が送付してきたものを検閲官の審査に服させた（3 条、4 条）。検閲官が、名誉を毀損する、公安を乱すおそれがある、憲法・憲章に反する、公序良俗に反する、のいずれかに該当すると判断した場合、印刷停止が命じられた（5 条）。ただし、処分内容は書籍局長によって、貴族院議員 3 名、代議院議員 3 名、国王が任命した委員 3 名からなる委員会に報告され、委員会が処分の理由が不十分または存在しないと判断すれば、処分が取り消される道は残されていた（6～8 条）。

1814 年プレス法の検閲システムと前述のギゾーのアイデアとを比較すれば、事前検閲を実施する、印刷停止処分を下す際の書籍局長の責任が明確にされている、そして処分の最終判断を国王および両院の代表者に委ねるといった点は符号する。だが一方で、ギゾーは事前検閲を免除する余地について言及しておらず、すべての著作物を事前検閲に服せることを想定していたようだが、1814 年プレス法は、著作物の頁数と性質に基づき事前検閲の免除を認めている。また、ギゾーの構想でも 1814 年プレス法でも、事前検閲を正当化する根拠は、国王と議会が検閲行政を監督・チェックできる体制が存在することに見出されるが、ギゾーによるさらに踏み込んだ提案、すなわち、代議院がプレス法改正や処分の取り消しを要求できるという提案は、1814 年プレス法には採用されていない。

次に、許可制と免許制を見てみよう。1814 年プレス法では、新聞および定期刊行物の発行には国王の許可が必要とされた（9 条）。また、印刷業者と書籍業者は国王から免許を取得することと宣誓することが義務づけられ（11 条）、印刷前には書籍局または県に、5 部の寄託と印刷の申請をしなければならなかった（14 条）。違反者は、免許取り消しや罰金、没収といった処分を受けた。書籍局長の告発があれば、検察官は職権で違反者を輕罪裁判所 tribunal de po-

lice correctionnelle に起訴した（21条）。

第1編「著作物の公表」（1～10条）は1816年会期末までの時限立法とされた（22条）が、王政復古後初のプレス法は事前検閲と許可制、免許制を手段として、プレスの自由を統制するものであった。そしてロワイエ＝コラールはこの新法の下でも書籍局長を務め、実質的にプレス行政を統率する地位にあったことがわかる。以上のように、1814年プレス法の制定から運用に至るまで、純理派が主導的役割を果たしたことは明白である。

では、1814年憲章と1814年プレス法は当時、どのように評価されたのであろうか。1814年憲章については現在、憲章自体が国王から国民に欽定されたものである以上、憲章が掲げる自由や権利もまた国王から国民に与えられたものにすぎず、本来の人権とは異なるという理解が一般的であろう。⁽³⁵⁾ただし当時は、この憲章を君民協約的な性格のものとみなす立場もあった。たとえば、中道右派の代議院議員アジエ F.-M. Agier (1780～1848年) は1830年3月、国王が欽定した憲章を国民が熱狂と感謝をもって承認したということでもって契約が成立したと述べている。⁽³⁶⁾ アジエは当初過激王党派に属していたが、27年、過激王党派のヴィレール J.-B. d. Villèle (1773～1854年) 内閣が提案した強圧的なプレス法案を1814年憲章に反しているとして拒絶し、憲章の保持を唱えた人物である。ギゾーも同憲章を、君主と国民との長い戦争を終わらせる平和条約であり、両者の合意の下で古い同盟協約に新しい条項を追加したものであると説明している。⁽³⁷⁾ これは、純理派の政治的主張、すなわち、「君主制原理＝旧いフランスと革命の成果である自由・平等の理念＝新しいフランスとを和解させて、自由・平等を一定の経緯と秩序の下で実現する」という主張に裏打ちされたものに他ならなかった。

そして、1814年憲章8条が保障を謳う自由と1814年プレス法が容認する検閲との関係をどのように捉えるのかという核心的な問題については、ボナール L. G. A. Bonald (1754～1840年) とコンスタン B. Constant (1767～1830年)⁽³⁸⁾ の間で展開された論争が多くの示唆を与えてくれる。

保守派の論客ボナールは、自己を表現する自由は、私的な空間にとどめておきさえすれば侵害されることはなく、規制すべきであるのは公表する自由、す

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

なわち、公的な空間で話したり書いたりするという行動によって他者に働きかける自由である、そして、万人の万人に対する闘争という原始状態に陥らないためにも、無制約の行動の自由は認められないと説いた。加えて、意見表明の主題が政治、道徳、宗教といった社会を熱中させる事柄、すなわち公益に関わる場合は規制の対象となるとした。

以上を踏まえボナールは、公表のコントロールは検閲（者）に委ねられるべきであると主張した。彼にとって検閲者とは、著作者に対し、自身の思想を公表することがプレス法に照らして正しか否かを親切に指摘してやる者であり、また、公表前にこっそりと指摘してやることで著作者の評判が落ちることを防いでやれる者でもあった。このような有益性をもつ検閲とは対照的に、裁判は、本来注目を集めてはならない書籍をかえって宣伝してしまうという結果をもたらすものであり、適当な手段とはいえないというのがボナールの立場であった。

これに対してコンスタンによれば、近代的自由は互いに結合する個人的自由と政治的自由から構成されており、政治制度はこれらの自由を保証する、つまり、市民の個人的権利を尊重し彼らの自立に配慮すると同時に、決断と投票を通じて権力行使に協力するよう市民に呼びかけ、市民が意見表明によって権力を抑制・監視する権利を行使できるよう保証する義務を負っている。⁽³⁹⁾このように近代人は、集団的権力へ能動的・継続的・直接的に参加する自由を有した古代人とは異なり、代議制などを用いて間接的に政治に参加する存在であるため、⁽⁴⁰⁾公論 *opinion publique* や公共圏の形成は重要であり、これらの形成に寄与する意見表明の自由やプレスの自由の保障は当然である、と。

プレス問題に最も精通していると評されていたコンスタンは1814年、プレスの自由をテーマにした2つの論説を発表した。⁽⁴¹⁾その中で彼は、完全なプレスの自由の保障と検閲の廃止を訴えた。ただし、彼のいう完全なプレスの自由とは、中傷、反乱の教唆といった自由の濫用行為に対する処罰を排除するものではない。彼によれば、処罰を定める法律は自由を損なうものではなく自由を保障するものであり、加害者を裁判にかける権利を保障するものである。⁽⁴²⁾

他方でコンスタンは、廃止すべきと主張する検閲について、以下の問題を指摘した。第一に、実効性の乏しさである。厳しい検閲が行われていたはずのフ

論 説

フランス革命直前でさえ実際にはパンフレットが溢れかえっていたこと、密かに印刷したり海外の書籍を国内に持ち込み販売したりすることで利益を得ようとする者がいること、などが理由に挙げられている。⁽⁴³⁾ 第二に、検閲官の恣意性である。彼らは、検閲の責任を負うという立場上、裁判官や陪審員とは正反対に、非難することに終始し、しかも人事権をもつ当局の意向に左右される。⁽⁴⁴⁾ 第三に、コンスタンは賠償に関するルールが未整備の下で行われる検閲に反対した。国家が検閲を行うというのであれば、検閲の結果次第でプレス業者が被る経済的損失は当然ながら国家の責任で補償されねばならないというのである。このような問題を抱える検閲ではなく、プレスにかかる問題は裁判（陪審員）による検証、裁判による処罰に委ねられるべきであるというのがコンスタンの立場であった。⁽⁴⁵⁾

②百日天下

1815年3月にナポレオンの百日天下が始まるとき、4月22日には「帝国諸憲法付加法 *Acte additionnel aux constitutions de l'Empire*」⁽⁴⁶⁾ が制定された。ナポレオンに請われこの法律の起草にあたったのが、コンスタンであった。64条は「すべての市民は、いかなる事前の検閲を受けることなく、署名した思想を印刷し公表する権利を有する。ただし、公表後は、違警罪しか適用されない場合でも、陪審員による裁判に基づく法的責任を免れることはできない」と定めた。

確かに、自由主義者の支持を得たいナポレオンによる政治的パフォーマンスという要素が強いことは否めない事実であるが、従前とは一線を画すリベラルなプレス政策、すなわち、事前検閲の廃止とプレス犯罪への陪審制の採用が実現されたことは特筆に値する。そしてこれらの政策には、前述したコンスタンのプレスの自由観が反映されていたことは明らかである。帝国諸憲法付加法は国民投票を経て公布されたが、まもなくナポレオンが退位したため、実際にはほとんど適用されずに終わった。

③第二次王政復古期

帝国諸憲法付加法64条の内容は、第二次王政復古がなされた直後、すなわち1815年7月5日に代議院が採択した「フランス人の人権および憲法の基本原理の宣言」に踏襲された。同宣言8条は「プレスの自由は不可侵である。いかな

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

る文書も事前の検閲を受けることはない。法律は、重罪または軽罪になりうる重大なプレスの濫用とは何かを定める。プレスの濫用は、その重大さの程度に応じてランク分けされる刑罰によって抑制され、「陪審員の裁判を受ける」と定めたのである。これを受け、7月20日の王令は、「⁽⁴⁷⁾プレスの自由に影響を与える」「利益よりも不利益を多く」生んでいるという理由から、書籍局長と県知事が有した検閲と印刷停止を命じる権限を廃止した（前文、1条、2条）。その一方で、⁽⁴⁸⁾プレス犯罪 délit（軽罪）の訴追を定める法律が制定されるまでは、刑法典を暫定的に適用するとした（3条）。

しかし、百日天下後の反動、代議院選挙での過激王党派の大勝などを背景に、1814年憲章を否定し各種の自由を制約しようという動きが強まった。プレスの自由もその例外ではなく、「またと見出しがたい議会 Chambre introuvable」と呼ばれた代議院は国王や政府に対し、プレス統制を強化するよう働きかけたのである。統制の手段となったのが印紙税や許可制などである。まず1815年8月8日の王令は、新聞と定期刊行物の管理体制を変更した。これまで新聞に与えられていた許可是すべてその種類を問わず取り消され、新たに警察大臣の許可を得ることが義務づけられた（1条）。定期刊行物は、警察大臣による提示にしたがい指名された委員会の審査に服すことになった（2条）。また、第二次王政復古の体制を揺るぎないものにするため、同年11月9日には煽動行為を⁽⁴⁹⁾取り締まる法律が制定された。国王や王族に対する攻撃、王位継承順位の変更、政府の転覆などを煽動・教唆する著作物の印刷、掲示、頒布、販売、配送を行った者は重罪院 cour d'assises で裁かれ、流刑に処された。なお、程度が軽い場合は軽罪裁判所の管轄とされた。

過激王党派が多数を占める代議院は国王と稳健派リシュリュー A. -E. d. P. d. Richelieu（1766～1822年）内閣との対立の末に解散させられ、1816年10月に新しく選出された代議院では立憲王党派が優勢となった。この政治情勢の変化はプレス政策にも影響を及ぼした。フーシエに代わり15年9月以降警察大臣に就任していたのはドゥカズ E. Decazes（1788～1860年）である。ドゥカズは、過激王党派が20年2月にペリー公暗殺事件を契機に巻き返しを図るまでの間、警察大臣、（警察省が内務省へ統合された後は）内務大臣、そして19年11月以

論 説

降は首相として、稳健で自由主義的な政策を推し進めたことで知られる。このドゥカズの下で印刷局長を務めたのが純理派のヴィルマン A. F. Villemain (1790~1870年) であった。ヴィルマンは、ギゾーの後任としてソルボンヌ大学教授となり、16年にはロワイエ＝コラールの科目を引き継ぎ、七月王政期のギゾー内閣では公教育大臣に就任した人物である。このことから、第一次王政復古期に引き続いて純理派がプレス行政に関与していたことは明らかである。

ドゥカズとヴィルマンの下でいかなる変化がプレス政策に生じたのかを、ここでは、モンヴェランが『イギリス立法』を出版した1817年までの立法を手掛かりに確認する。注目すべき立法は次の3つである。

第一は、1817年2月28日の「新聞に関する法律 Loi sur les Journaux」である。全2条からなる同法は、新聞および定期刊行物の発行には国王の許可を必要とする（1条）ことを内容とし、18年1月1日までの時限立法（2条）として制定された。すなわち、同法は、新聞と定期刊行物を別様に管理した15年8月の王令を変更し、新聞も定期刊行物も一律に国王による許可制に服させたのである。この点において、1814年プレス法への回帰が見られる。この法律の制定にあたっては、1814年プレス法の制定に大きな役割を果たしたロワイエ＝コラールの後押しがあった。⁽⁵⁰⁾ 彼は、新聞は意見を表明するために書かれるものである以上、新聞の自由は、物を書くという他のあらゆる自由と同様、憲章の保護下に置かれている、すなわち、憲章は著作物の区別をしていないため、新聞を憲章の範囲外に置くことはできないと解すると同時に、新聞の特殊性も指摘する。新聞は、読者をもち、絶えず更新されるという性質を有し、また、党派 parti と結びつけば、各々の個人的な意見を公表するものではなく、党派の利益のために政治道具として用いられる、と。そして新聞がこのような特殊な著作物であることを考慮すれば、新聞に特別な罰則が必要であると結論づけ、法案を擁護したのである。ロワイエ＝コラールは、国家体制それ自体、正統性、憲章を危険に晒す党派が存在する現状を踏まえ、このような党派から新聞の自由を取り上げるべきであると説き、国王の政府と真の世論がともに力を伸ばし、党派よりも深く根を張ることを期待したのである。

第二は、1817年12月30日に制定された新たな新聞法である。この新しい新聞

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

法では、新聞およびその他の定期刊行物のうち、政治的な事柄・ニュースを扱うもののみが国王の許可を得なければならないと変更された。政治を扱わないという条件が残ったものの、許可制の対象範囲が絞られたことで、⁽⁵³⁾ プレスに対する規制の緩和を一歩前進させる法改正であったと評価できよう。

第三は、1817年2月28日の「1814年10月21日の法律に基づき押収された著作物に関する法律」であり、押収にかかる手続が厳格化されたことは注目に値する。この手続については、モンヴェランも『イギリス立法』の中で言及し、イギリス法と比較してフランス法の長所であると称賛している。⁽⁵⁴⁾ 同法は、押収の命令と報告が当事者に24時間以内に通知されなければ、押収は無効となると定めた。また、著作者が押収に不服を申し立てた場合、検察官は押収の決定を得るよう最大の努力を行うが、8日が経過し裁判所によって押収維持の判断がなされなければ、当該押収は自動的に失効するとされた。

以上のように、モンヴェランが『イギリス立法』を著した当時のフランスでは、プレスにかかる立法や制度、方針は政治情勢と相まって流動的であり、まさに「試験中」という表現がふさわしい状況であったことが見て取れよう。

4 フランスの陪審制

最後に、プレス犯罪へ陪審制を導入することにモンヴェランが強い関心を示した背景を明らかにするために、当時のフランスにおける陪審制を概観しておきたい。

(1) 刑事訴訟法（1791年）と罪刑法典（1795年）

フランスにおける陪審制の歴史は革命とともに始まった。⁽⁵⁵⁾ 陪審制の導入は刑事司法改革の目玉の一つとして、1789年8月、国民議会 Assemblée nationale の憲法委員会によって提案され、これ以後、議論が重ねられることになる。91年9月3日に憲法が制定されると、第3編「公権力」第5章「司法権」9条が陪審制について規定した。すなわち、陪審制は重罪事件を対象とすること、事実の宣告は陪審員によって、法律の適用は裁判官によってそれぞれなされること、陪審員の数は12人を下回ってはならないこと、などである。これを受け、

論 説

同年9月16日—29日「治安警察、刑事司法および陪審員の設置に関するデクレ Décret concernant la police de sûreté, la justice criminelle et l'établissement des jurés」、いわゆる1791年刑事訴訟法が制定された。⁽⁵⁷⁾ 同法の狙いは、糾問手続を一掃するとともに、イギリスの制度を参考に、陪審制を導入し、弁論主義や自由心証主義を取り入れた弾劾手続を採用することであった。とりわけ、犯罪の告発を市民に義務づけたり市民から陪審員を選任したりするなど、刑事司法手続において市民が果たす役割が重視された。起訴陪審がディストリクト裁判所に、判決陪審が重罪裁判所 tribunal criminel に設置され、起訴陪審、判決陪審いずれの陪審員も選挙人資格をもつ者から選ばれた。

手続は以下のとおりである。告訴・告発を受けた治安判事が事件を陪審指導判事 directeur du jury の元に送り、陪審指導判事が訴追に理由があると判断した場合、陪審指導判事は起訴陪審を召集した（他方、訴追に理由がないと判断した場合は、裁判官を集め、国王委員の意見を聴いた後、免訴判決を下した）。ただし告訴人・告発人は、事件を治安判事に受理してもらえなかった場合でも、直接起訴陪審に訴え出ることができた。起訴陪審は8人の陪審員で構成され、訴追に理由があるか否かを多数決で決定した。起訴陪審が訴追に理由があると宣告すると、陪審指導判事は直ちに被告人を重罪裁判所に引き渡した。

判決陪審は12人の陪審員から構成され、彼らは、訴追の事実が確実であるか、被告人がその事実を犯したことが立証されているか、その行為は故意であったかを判断した。被告人に有利な判断を下すためには3人の陪審員の票があれば足りた。言い換えるれば、被告人を有罪とするには10人の陪審員の票が必要とされたのである。判決陪審が有罪の評決を下すと、裁判官たちは法律の適用を行い、判決を下した。

王政の終焉、ジャコバン派の独裁、テルミドールのクーデター、そしてその後の反動という目まぐるしい政治情勢の変化に対応するべく、「罪刑法典 Code des délits et des peines」⁽⁵⁸⁾ が1795年に制定され、1791年刑事訴訟法は廃止された。罪刑法典では、第4部「司法」の第3編「起訴陪審の陪審員とその長」～第9編「欠席判決」(206～482条)において重罪事件にかかる司法手続が、続く第10編「起訴陪審員および判決陪審員のリスト」～第13編「特別陪審員」

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

(483~525条)において陪審員の選任や召集に関する手続が詳細に定められた。これらの規定から、1791年刑事訴訟法の陪審制の枠組みが基本的には罪刑法典へ引き継がれたことが読み取れる。

(2) 1801年の二法

上記の陪審制をめぐっては、起訴陪審は、恣意的な不起訴・免訴を濫発することで、判決陪審に代わって実体判断を下している、判決陪審の評決は寛大すぎるといった批判が繰り返しなされていた。そこで1801年1月27日の「重罪および軽罪の訴追に関する法律 Loi relative à la poursuite des délits en matière criminelle et correctionnelle」では、起訴陪審は、書面化された証拠に基づいてしか判断できないと変更され、従前のように、被告人をはじめとする事件関係者を聴聞できなくなった(20条、21条)。起訴陪審はこれまで、被告人から直接話を聽ける場を保証されていたがゆえに、予断をもつことなく判断を下すことができていた。しかし今回の変更によって起訴陪審は、馴染みのない書面手続に手こずり、この作業に多くの時間と労力を割かざるを得なくなったのである。また、起訴陪審が陪審指導判事の予審結果から影響を受ける可能性も高まった。というのも、同法は、治安判事から起訴陪審への訴追権や予審権を取り上げることで、陪審指導判事に予審権を掌握させ、実質的に訴追に関する決定権を与えたからである。このように、起訴陪審の面前で行われる手続が書面化されたこと、そして陪審指導判事の権限が強化されたことにより、起訴陪審の形骸化が進むことになった。また、同年2月7日の「特別裁判所の設置に関する法律 Loi relative à l'établissement de tribunaux spéciaux」によって、一定の重罪を対象に、陪審制を探らない特別裁判所の設置が認められたことに留意が必要である。⁽⁶⁰⁾

(3) 治罪法典(1808年)

ナポレオンの下で法典編纂が開始されると、陪審制はその存続も含め、主要な争点となった。結論からいえば、1808年の「治罪法典 Code d'instruction criminelle」は陪審制を維持し、第2部「司法」第2編「陪審制に服すべき事件」(217~447条)で陪審制について定めた。

しかし、陪審判という制度そのものを維持する条件として、上述した批判に

論 説

応えるよう制度を修正することが求められていた。その結果、治罪法典では、すでに1801年以降形骸化が進んでいた起訴陪審が正式に廃止された。訴追権は裁判官に委ねられ、これは、裁判官が非公開の書面手続に則って予審を行うという革命前の司法手続への回帰を意味するものであった。

次に、治罪法典の下では、重罪院がデパルトマン単位で設置され、陪審員12人は選挙人資格を有する者、多額納税者、皇帝が任命した行政官吏、学識者、公証人、一定の納税または俸給のある有産者から選ばれた（381～386条、393条）。従前と同様、陪審員となる資格は有産者に限定されていたが、彼らに期待されたことは、その財力を背景に一定の教養、すなわち法律知識を持ち合わせていることであった。また、陪審員リストは、皇帝が任命する県知事の責任で作成された（387～391条）ため、陪審員への皇帝・政府の影響は否定できず、陪審員の中立性・独立性が保証されているとはいえない。

そして評決は、被告人にとって有利か不利かを問わず、多数決によるものとされ、同数の場合は被告人に有利なものとして扱われた（347条）。ただし、陪審員が単純多数で被告人を有罪と評決したときは、裁判官の意見が考慮され、被告人を無罪と判断する陪審員と裁判官の数が有罪と判断する陪審員と裁判官の数を超れば、被告人に有利な意見が優先されることとされた（351条）。

治罪法典に基づく司法制度や手続は王政復古後も承継された。1814年憲章では、司法権は再び国王の手に戻され、国王は裁判官および治安判事の任命権を有した（57条、61条）が、従来の通常裁判所および法廷は維持され（61条）、陪審制も維持された（65条）。このような中、前述したように、きわめて短期間ではあったが百日天下の下で、陪審制がプレス犯罪に採用されたのである。⁽⁶²⁾その後再びプレス犯罪に陪審制が採用されるのは1819年のことである。しかしこの裏では、1815年12月20日に「*プレヴォ裁判所の復活に関する法律 Loi qui rétablit les Juridictions prévôtales*」⁽⁶³⁾が時限立法として制定され、政治犯罪が特別裁判所たるプレヴォ裁判所の管轄下に置かれることになった（9条～11条）。具体的には、武装しての内乱、煽動的な集会への参加、武装集団の結成やそれへの協力の他、国王や王族への攻撃や政府の転覆、王位継承順位の変更を内容とする著作物や演説、王宮付近での煽動的な演説などがこの裁判所で処

理されることになったのである。

以上のように、モンヴェランが『イギリス立法』を著しプレス犯罪への陪審制の採用に強い関心を示していたのは、一度は実現したプレス犯罪への陪審制の採用が否定された時期であり、それどころか政治を扱うプレスや演説を特別裁判所で裁こうとする動きが強まりを見せる時期でもあった。

5 おわりに

ウィーン体制が成立すると、ドイツは「ドイツ同盟」、フランスは「王政復古」と、ともに新しい政治体制を始動させることとなった。新体制の基本法たるドイツ同盟規約と1814年憲章はいずれも急ピッチで制定され、いわゆるプレスの自由の保障を定めた同盟規約18条dと1814年憲章8条に基づきプレス法を整備することがドイツ同盟でもフランスでも喫緊の課題であった。このようないま、プレスの自由やその立法をめぐる議論に一役買おうと、モンヴェランが『イギリス立法』(17年)を、クルークが『独英のプレス立法』(18年)を世に送り出したのである。

ドイツ同盟はようやく1819年9月、カールスバートの決議を経て同盟議会によるプレス法の制定を実現させたのに対し、フランスでは王政復古直後の1814年プレス法を皮切りに立法が進められた。⁽⁶⁴⁾これらの立法は当時のフランスの政治情勢の変化を反映して流動的・暫定的な性格のものであったことは事実であるが、これらによって形成されたプレス政策のベース、たとえば、事前検閲という手段を採用すること、事前検閲を320頁以下の出版物に適用することなどは、その後制定されるドイツ同盟のプレス法にも共通している。

ドイツでは1819年3月のコッツエブー暗殺事件が契機となり、オーストリアとプロイセンの主導の下で反動的な同盟プレス法が制定されたが、フランスでも20年2月のペリー公暗殺事件をきっかけに、稳健派内閣が進めてきたプレス政策が放棄され、プレスへの弾圧が強化された。しかし他方で、20年代以降もプレスの自由の保障を求める動きは封殺されることなく、各種の議会や協会などを舞台に自由主義者たちによって展開された。彼らは、検閲や許可制・届出

論 説

制、保証金といった事前抑制的なプレス統制手段の廃止を求めるとともに、プレスの濫用による違法行為を司法の枠組みで解決するよう主張した。そしてさらに一步踏み込んで、君主や政府からプレスの自由を守るためには、同輩たちが参加する公明正大な裁判、すなわち陪審制が望ましい裁判形態であると考え、プレス犯罪への陪審制の導入を目指したのである。

ドイツで「陪審裁判なければプレスの自由なし」という教義が広まるのは、1818年2月のイエナ大学の報告書（ただし非公表に終わった）、そして翌19年7月のバーデン・ラント議会第二院議員リーベンシュタイン L. v. Liebenstein (1781~1824年)⁽⁶⁵⁾ の演説以降であるとされる。そもそも旧フランス支配地域の一部を除き陪審制それ自体が導入されていないドイツにおいては、陪審制を採用すること、そしてプレス犯罪を陪審制の管轄下に置くことはその後、西南ドイツの自由主義者たちを中心に、ラント議会や協会活動を通して要求され、これらの要求はようやく三月革命で実現されるという経過を辿った。

しかし本稿によって確認できたのは、クルークは遅くとも1818年1月には執筆を終えていた『独英のプレス立法』において、モンヴェランの著作を紹介しながら、同盟プレス法ではプレス犯罪に陪審制を導入するよう提案していたという事実である。また、ドイツ同盟と同様に、ウィーン体制下で新しい政治体制を出発させたフランスで、プレスの自由をめぐる議論とプレス法制の整備がどのように進められたのかを検証することで、王政復古前後のフランスの実情を明らかにすることことができた。プレス犯罪への陪審制の導入というクルークの提案は19年の同盟プレス法に採用されることなく、陪審制自体の採用も（一部地域を除き）48年の革命を待たねばならなかつたドイツに対し、フランスはプレス犯罪への陪審制の採用に関してドイツに先んじていた。つまり、百日天下の15年、セール諸法に基づく19年から22年、そして七月革命の30年以降と、着実に歩みを進めていたのである。

本稿では、ドイツのプレス法制がフランス、そして、特に陪審制に関してモデルとされたイギリスのプレス法制といかなる共通点または差異を有したのか、また、各国での法整備や議論は互いにいかなる影響を与えたのかといった問題に立ち入ることはできなかった。また、今回検証できたのは、きわめて限定さ

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

れた時期のプレスの自由をめぐる議論とその立法でしかない。筆者に残された問題は多いが、これらについては今後の課題としたい。

- (1) ドイツ同盟規約18条dの制定過程、同条文の解釈をめぐる同盟議会での議論、そして1819年の同盟プレス法制定に至る背景については、拙著『プレスの自由と検閲・政治・ジェンダー——近代ドイツ・ザクセンにおける出版法制の展開——』(大阪大学出版会、2021年) 19~48頁を参照。
- (2) W. T. Krug, *Entwurf zur deutschen, und Darstellung der englischen Gesetzgebung über die Preßfreiheit*, Leipzig 1818. 以下では、*Entwurf* (1818) と略す。
- (3) 拙稿「一九世紀初頭ドイツにおけるプレスの自由とプレスの濫用——クルーク W. T. Krug のドイツ同盟プレス法草案を手掛かりに——」『阪大法学』71卷3・4号 (2021年) 55頁以下。
- (4) W. T. Krug, *Entwurf zu einer allgemeinen Gesetzgebung über die Preßfreiheit in Deutschland*, in: A. Müller (Hrsg.), *Deutsche Staats-Anzeigen*, Bd. 1, Leipzig 1816, S. 301-326. 以下では、*Entwurf* (1816) と略す。
- (5) モンヴェランに関する情報は少ない。調査にあたっては、2021年9月より22年9月までフランスで在外研究をなさっていた近畿大学法学部教授・池田晴奈先生に多大なご協力とご教示をいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。モンヴェランの経歴については、「フランス国立図書館 Bibliothèque nationale de France」に登録されている情報 https://data.bnf.fr/fr/12349429/jean_edmond_tournachon_de_montveran/ (2023年9月1日確認)、古書店「Livre Rare Book」のウェブサイト <https://www.livre-rare-book.com/book/5472547/VID-905> (2023年9月1日確認) に拠る。モンヴェランの名は、「自由のアマゾンヌ」と呼ばれた革命家テロワーニュ・ド・メリクール T. d. Méricourt (1762~1817年) と関連して登場する。というのも、馬に乗った彼女が「ヴエルサイユ行進」(1789年10月) を煽動する様子を目撃したと証言したのがモンヴェランであったからである。L. Lacour, *Trois femmes de la Révolution. Olympe de Gouges, Théroigne de Méricourt, Rose Lacombe*, Paris 1900, p. 164.
- (6) J. E. T. d. Montvéran, *De la législation anglaise sur le libelle, la presse et les journaux*, Paris 1817, p. iii et pp. vii-viii. 原著では、1817年9月12日という日付の入った「はしがき Avertissement de l'auteur」(Ibid., pp. iii-viii) が存在し、出版の経緯や目的が記されているが、クルークの翻訳では省略されている。なお出版が遅れていた著作は、8巻からなる『1816年1月1日のイギリス情勢の批判的・体系的歴史：その財政、農業、製造業、通商と航行、国家体制と法律と外交

論 説

政策に関して *Histoire critique et raisonnée de la situation de l'Angleterre au 1er janvier 1816, sous les rapports de ses finances, de son agriculture, de ses manufactures, de son commerce et sa navigation, de sa constitution et ses lois et de sa politique extérieure*』として、1819年から1822年にかけて発表された。

- (7) Krug, Entwurf (1818), S. V f. und S. VII f.
- (8) 過激王党派 (ユルトラ Ultra) のヴィトロル男爵 baron de Vitrolles (1774~1854年) は、「特定の思想が伝染病のように蔓延」しているが、「イギリスの古いオーケを新しい土壤に移植することは難しい」と皮肉っている。S. Rials, *Une grande étape du constitutionalisme européen. La question constitutionnelle en 1814-1815: dispersion des légitimités et convergence des techniques*, Annales d'histoire des facultés de droit et de la science juridique, No. 3, Paris 1986, p. 186.
- (9) Krug, Entwurf (1818), S. 14 ff. 4条と5条の詳細は、拙稿、73~74頁を参照。
- (10) Krug, Entwurf (1816), S. 312 f.
- (11) 「Pressefreiheit」と「liberté de la presse」を同義の概念と捉えてよいのか、また同じ射程をもつ自由・権利と理解できるのかといった点は十分な精査を要することはいうまでもない。ただし本稿では、印刷、出版（公表）、販売といった行為に関する自由を「プレスの自由」と呼ぶこととする。1789年の革命からこの国でプレスの自由を確立したとされる1881年の「プレスの自由法（出版自由法）Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse」までの歴史を扱った日本の研究として、稻本洋之助「一九世紀フランスにおける『出版の自由』(liberté de la presse) —とくに定期刊行物をめぐる法的規制について—」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権4 各論I』東京大学出版会、1983年）327頁以下、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）13~32頁、曾我部真裕『反論権と表現の自由』（有斐閣、2013年）17~23頁などがある。社会史研究としては、本稿が扱う19世紀初頭のプレス法制への言及が見られる寺田光孝「Bibliographie de la France —その誕生と初期の形態について—」『図書館学会年報』34巻3号（1988年）123頁以下、17世紀から第二次世界大戦までのフランス、アメリカ、イギリス、ドイツのジャーナリズムの歴史を比較し、その中でプレス法にも触れるピエール・アルペール著、斎藤かぐみ訳『新聞・雑誌の歴史』（白水社、2020年）がある。プレス法の変遷を解明するにあたっては、王政復古期から第三共和政初期までのプレスに関する法令を項目ごとに整理した J. A. Garnier-Dubourgneuf, *Code de la presse, ou recueil complet des lois, décrets, ordonnances et règlements*, Paris 1822と A. Giboulot, *Code complet de la presse*, Paris 1872は有益である。

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

- (12) 1795年憲法では、冒頭に置かれた「人権宣言」ではなく、「第14章 一般規定」に配された353条で規定されている。1795年憲法に取って代わった1799年憲法は「人権宣言」自体をもたなかった。「憲法」と「人権宣言」との関係については、波多野敏「フランス革命における『憲法』とその正当性（二・完）」『岡山大学法学会雑誌』63巻1号（2013年）78～91頁を参照。
- (13) 稲本、「一九世紀フランスにおける『出版の自由』」、334～336頁、寺田、前掲論文、125頁を参照。
- (14) 檢事長が帝国高等法院の召集を要請すると、皇帝の許可を得た上で、大書記長 archichancelier を長とする帝国高等法院が開かれた。帝国高等法院が下した判断はいかなる上訴にも服しなかった（102条、103条、119条、132条）。
- (15) *Bulletin des lois de l'empire français*, 4^e série, t. 12, Paris 1810, pp. 71-80. 全51条からなる同デクレでは、著作権に関するルール整備もなされている。なお、以下では、プレスに関する重要な法令について、官報の掲載頁を紹介する。モンヴェランによる法令への言及の正確さ、また先行研究による理解や訳語の正確さを検証するためには、各法令の原文を確認し精査する必要があると考えるためである。
- (16) コンセイユ・デタの傍聴官は中央および地方の様々な行政機関に配属され、行政官としての能力を磨いた。岡本託「19世紀初期フランスにおける上級行政官の養成——ナポレオン期および復古王政期のコンセイユ・デタ傍聴官制度を中心に——」『西洋史学』247号（2012年）161～168頁を参照。
- (17) P. Delalain, *L'imprimerie et la librairie à Paris de 1789 à 1813*, Paris 1899は、対象がパリに限定されてはいるが、革命期から第一帝政期までの印刷業者と書籍業者に関する情報を具に調査しており、当時のプレス業者たちの実態を知ることができる。
- (18) P. Sorel, *La Révolution du livre et de la presse en Bretagne*, Rennes 2004, pp. 89 et suiv.
- (19) 警察省は総裁政府期の1796年に内務省の負担を軽減する目的で創設され、内務省に統合される1818年12月まで存続した。ナポレオンの下でプレスの監視・弾圧を主導し、長く警察大臣を務めたのがフーシエ J. Fouché (1759～1820年) である。フーシエは、1810年以降ナポレオンとの関係が悪化し警察大臣を解任されるも、百日天下の際には警察大臣に返り咲いた。
- (20) 書籍業にかかる犯罪と罰則を定める第4章第1款の最初に置かれた41条では、「刑法典の規定を損なうことなく、国家のために没収および罰金が科される」とされていた。
- (21) 以下で取り上げる条文は、*Code pénal de l'empire français*. Edition conforme

- à celle de l'imprimerie impériale, Paris 1810, pp. 43–44, pp. 55–57, pp. 73–74.
- (22) 378条は、医師や薬剤師、助産婦による秘密漏洩に関する規定である。
- (23) 1819年5月17日の「プレスまたはその他の公表手段による重罪および軽罪の罰則に関する法律 Loi sur la répression des crimes et délits commis par la voie de la presse, ou par tout autre moyen de publication」の第5章（13～20条）が名誉毀損 diffamation と侮辱を定め、刑法典の367～373条、374～375条、377条は廃止された。Bulletin des lois du royaume de France, 7^e série, t. 8, Paris 1819, pp. 465–471. この法律では、中傷 calomnie に代わり名誉毀損が登場し、事実の真偽に問わらず名誉や名声を傷つけることが処罰されることになった。また、名誉毀損と侮辱は事実に関する非難の有無によって区別された。佐藤結美「名誉毀損罪の再構成（1）——プライバシー保護の観点から——」『北大法学論集』62巻5号（2012年）177～179頁。
- (24) Montvéran, op. cit., pp. vii- viii. モンヴェランは1814年憲章「6条」と書いているが、正確には「8条」である。また「例外法（非常事態法）の輶」とは、この時期、時限立法が多くなされたことを表している。L. Jaume, La conception doctrinaire de la liberté de la presse: 1814–1819, Colloque François Guizot 1993, pp. 113–114.
- (25) Bulletin des lois du royaume de France, 5^e série, t. 1, Paris 1814, pp. 14–18. 同憲法については、Rials, op. cit., pp. 171–173、樋口雄人「フランス1814年4月6日元老院憲法に関する一考察——フランス立憲王政期研究の端緒として——」『早稲田政治公法研究』57号（1998年）387頁以下も参照。
- (26) 同条文は、より自由主義的で君民協約的と評される1830年憲章においては冒頭に置かれた「人権宣言」の7条となった。また1830年憲章には「検閲を再び設けることはできない」と明記する2項が新設された。
- (27) Bulletin des lois du royaume de France, 5^e série, t. 1, Paris 1814, pp. 233–234. 国王は、プレスの自由の重要性と必要性を十分に認識しているとした上で、プレスの自由と公の秩序の維持とを調和させる法律の制定を、両院と協力して進めた。
- (28) Bulletin des lois du royaume de France, 5^e série, t. 2, Paris 1815, pp. 313–317.
- (29) モンテスキュー＝フェザンサックと純理派の関係については、P. d. Barante, La vie politique de M. Royer-Collard : ses discours et ses écrits, t. 1, Paris 1861, pp. 135 et suiv. 特に1814年のプレス法制定において純理派が果たした役割については、Ibid., pp. 143–146.
- (30) 時本義昭『フランス近代憲法理論の形成——ロッシからエスマンへ——』（成文堂、2018年）60頁。

- (31) F. Guizot, *Quelques idees sur la liberte de la presse*, Paris 1814.
- (32) Ibid., pp. 46–48.
- (33) 1814年プレス法の制定への純理派の関与は Jaume, op. cit., pp. 111–113でも言及されてはいるが、限定的な記述にとどまっている。ロワイエ＝コラールのプレスの自由観は、少し時期は下るが、1817年から1835年までの彼の演説を纏めた P. P. Royer-Collard, *De la liberté de la presse*, Paris 1949を参照。
- (34) これらの規定は、1817年10月8日の王令によって、当時急速に普及しつつあったリトグラフ（石版画）印刷業にも拡大された。Bulletin des lois du royaume de France, 7^e série, t. 5, Paris 1818, pp. 245–246.
- (35) 1814年憲章は「君主の慈悲深い恩情の賜物であり、君主は憲法を制定することによって国民に特定の自由と保護を下賜する」（M. デュヴェルジェ著、時本義昭訳『フランス憲法史』みすず書房、1995年、87頁）、「ブルジョワ的な権利を保障している」（中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社、2003年、124頁）、憲章の本文冒頭に置かれた「フランス人の公の諸権利」に「掲げられた権利は、国家の存在を前提としつつ、国民の資格において有する権利であって、権利を自然的で時効にかかるないものとする『人権』観とは性格を異にする」（辻村みよ子・糖塚康江著『フランス憲法入門』三省堂、2012年、31～32頁）、「形式的には、伝統的な人権宣言と似ているが、本来の意味の『人権』をその内容としたものではないことにおいて、外見の人権宣言と呼ばれるべき」（宮沢俊義『憲法II——基本的人権——〔新版〕』有斐閣、1974年、21頁）といった評価がなされている。
- (36) P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, Fayard 1994, p. 97. アジエの経歴は「国民議会」のウェブサイトを参照。https://www2.assemblee-nationale.fr/sycomore/fiche/%28num_dept%29/16159（2023年9月1日確認）
- (37) F. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, t. 1, Paris 1858, pp. 33–34. 1814年憲章に関するギゾーの理解については、野上博義「フランス復古王政期の知識人と憲法学——フランソワ・ギゾーの憲章解説を中心にして——」『名城法学』41巻3号（1992年）1頁以下も参照。
- (38) 両者の主張および論争の詳細は、ソヴェタン・トドロフ著、大谷尚文訳『歴史のモラル』（法政大学出版局、1993年）244～262頁を参照。ボナールについては、梶原愛巳「フランスにおける保守主義——ド・ボナールの政治思想——」『文藝と思想』36号（1972年）11頁以下、小野紀明「ド・メーストル、ボナール、コステル——十九世紀反動思想におけるメタ政治学的考察——」（田中浩編『現代世界と国民国家の将来』お茶の水書房、1990年）304～306頁を参照。
- (39) 本稿では主に、コンスタンの自由観が端的に整理された1819年2月の講演「近

論 説

代人の自由と古代人の自由 De la liberté des anciens comparée à celle des modernes」(コンスタン著、堤林剣・堤林恵訳『近代人の自由と古代人の自由 征服の精神と篡奪 他一篇』岩波文庫、2020年、13~52頁)に拠る。トドロフ T. Todorov によれば、自由に関するコンスタンの考えは、『政治原理 Principes de politique』を執筆したとされる1806年には固まっており、その後はその考えが繰り返されるか、別の仕方で言い表されるかであった。ツヴェタン・トドロフ著、小野潮訳『バンジャマン・コンスタン』(法政大学出版局、2003年) 31~32 頁。

- (40) コンスタンの「opinion publique」については、「公共精神 (l'esprit public) と世論 (l'opiniion もしくは l'opinion publique) とをしばしば類似概念として扱い、時には同義語とさえみなす」(堤林剣『コンスタンの思想世界——アンビヴァレンスのなかの自由・政治・完成可能性——』創文社、2009年、103頁) という指摘や、コンドルセ N. d. Condorcet (1743~94年) やレドレル P.-L. Rœderer (1754~1835年)、スター G. d. Staël (1766~1817年) といった同時代人からの影響や彼らの理論との差異 (安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史——』名古屋大学出版会、2007年、241~291頁)などを踏まえ、より丁寧な検討が必要である。また、同時期のドイツにおいても、「公論 öffentliche Meinung」がプレスの自由と関連づけられ、公論の意義をめぐる議論が展開されていた (拙著、22~24頁)。この点において、コンスタンの理論をドイツにおける公論やプレスの自由と関連づけて考察したガルの研究は示唆に富む。L. Gall, Benjamin Constant. Seine politische Ideenwelt und der deutsche Vormärz, Wiesbaden 1963, S. 57 ff. und S. 236 ff.
- (41) De la liberté des brochures, des pamphlets et des journaux, considérée sous le rapport de l'intérêt du gouvernement, Paris 1814 と Observations sur le discours prononcé par S. E. le ministre de l'intérieur, en faveur du projet de loi sur la liberté de la presse, Paris 1814である。後者は、プレス法案を擁護するモンテスキュー=フェザンサック内務大臣の演説を批判したものであり、コンスタンは、罰則を規定する法律を整備した上で完全なプレスの自由を保障することが適切であると説く。また、プレス犯罪における裁判官と陪審員の役割を重視し、イギリスのプレス法の歴史にも言及している。
- (42) De la liberté des brochures, des pamphlets et des journaux, considérée sous le rapport de l'intérêt du gouvernement, Paris 1814, pp.1-2 et p. 13.
- (43) Ibid., pp. 3-7.
- (44) Ibid., p. 10.
- (45) トドロフ、『歴史のモラル』、251~252頁。

- (46) Bulletin des lois, 6^e série, t. unique, Paris 1815, pp. 131–140.
- (47) Bulletin des lois du royaume de France, 7^e série, t. 1, Paris 1816, pp. 35–36.
- (48) Ordinance du Roi qui assujettit tous les journaux à une nouvelle autorisation du Ministre de la Police générale, et soumet tous les écrits périodiques à l'examen d'une commission. Ibid., pp. 149–150.
- (49) Loi relative à la répression des cris séditieux et des provocations à la révolte. Ibid., pp. 415–419.
- (50) 1817年2月28日に制定された2つの法律はBulletin des lois du royaume de France, 7^e série, t. 4, Paris 1817, pp. 169–172を、同年12月30日の法律はBulletin des lois du royaume de France, 7e série, t. 5, Paris 1818, pp. 433–434を、それぞれ参照。
- (51) ロワイエ＝コラールは1817年1月27日に代議院で演説を行い、同法案への支持を呼び掛けている。Royer-Collard, *De la liberté de la presse*, pp. 11–23. 起草への彼の関与については、Barante, op. cit., pp. 304–317を参照。
- (52) この法律は、『イギリス立法』の「はしがき」に書かれた日付「1817年9月12日」を考慮すると、同書の出版後に制定されたと考えられる。しかし17年2月28日の新聞法に重要な変更を加えるものであるため、ここで取り上げることとした。
- (53) 許可制はその後稳健派内閣の下で届出制に改められるも、1820年3月には許可制が復活し、許可制の対象となるプレスの範囲も拡大されることになった。稻本、「一九世紀フランスにおける『出版の自由』」、341～343頁。
- (54) Montvéran, op. cit., p. viii. モンヴェランは「1817年2月24日の法律」と書いているが、「1817年2月28日の法律」の誤りである。
- (55) フランスの陪審制はすでに日本でも多くの研究がなされている。通史的な研究として、和田敏朗「フランスにおける刑事陪審制」（佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加——西洋における歴史的展開——』敬文堂、1996年）167頁以下、中村義孝「フランスの重罪裁判における陪審制」『立命館法学』243・244号（1995年）1243頁以下、同「フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判」『立命館法学』300・301号（2006年）1081頁以下、平野泰樹『近代フランス刑事法における自由と安全の史的展開』（現代人文社、2002年）334～477頁などがある。本稿が対象とする革命期から19世紀初頭に限れば、中村義孝「フランス革命初期の重罪陪審裁判」『立命館法学』225・226号（1993年）1093頁以下、同「ナポレオン刑事訴訟法の重罪陪審裁判」『立命館法学』231・232号（1994年）971頁以下の他、刑事手続理論の観点からフランスで初めて陪審制を採用した1791年刑事訴訟法を分析する研究として、梅田豊「近代刑事裁判における口頭弁論主義・自由心証主義・継続心理主義の意義と陪審制度——フランス1791年刑事訴訟法制定過程議会

論 説

- 審議録からの紹介と検討——（一）・（二・完）』『法学』54卷3号（1990年）520頁以下、54卷4号（1990年）727頁以下、同「自由心証主義と陪審制度——フランス大革命におけるその誕生の意義を中心に——」『刑法雑誌』36卷3号（1997年）375頁以下、沢登佳人「近代刑事訴訟法の真髓デュポール報告について——フランス1791年刑事訴訟法典提案趣旨説明の解説と全訳——」『法政理論』17卷3号（1984年）43頁以下、沢登佳人・藤尾彰「（資料）フランス1791年刑事訴訟法典草案に関するデュポール報告」『法政理論』22卷2号（1989年）56頁以下などがある。陪審制と自由心証主義との関係については、革命前の啓蒙思想家たちの陪審制論を検証することで、すでに啓蒙期には自由心証主義を採用する素地が存在したことを明らかにし、従来の教科書的・理念型的な理解、すなわち、フランス革命によって法定証拠主義から自由心証主義への全面的な切り替えがなされたという理解を見直した石井三記氏の研究も示唆に富む。石井三記『18世紀フランスの法と正義』（名古屋大学出版会、2011年）223～244頁。
- (56) 国民議会における議論の過程は、稻本洋之助「フランス革命初期の民事陪審論」『社会科学研究（東京大学社会科学研究所紀要）』20卷3・4号（1969年）288頁以下を参照。
- (57) 沢登佳人「邦訳・大革命期フランスの刑事訴訟立法（その一）治安警察、司法および陪審員の設置に関するデクレ（1791年9月16—29日）」『法政理論』17卷1・2号（1984年）197頁以下。
- (58) 沢登佳人・藤尾彰・鯨越溢弘「邦訳・大革命期フランスの刑事訴訟立法（その二）罪刑法典（一）～（三・完）」『法政理論』17卷4号（1985年）108頁以下、18卷1号（1985年）190頁以下、18卷2号（1985年）198頁以下。
- (59) 沢登佳人・藤尾彰・鯨越溢弘「邦訳・大革命期フランスの刑事訴訟立法（その三）重罪事件および軽罪事件における犯罪の訴追に関する法律」『法政理論』18卷3号（1985年）217頁以下、平野、前掲書、367～381頁。なお、同法の詳細および評価については、平野、前掲書、374～379頁も参照。
- (60) これは当時横行していた盜賊に対処するためであった。和田、前掲論文、186頁。
- (61) 平野、前掲書、385～402頁参照。法典を編纂するにあたり問題の洗い出しを行ったコンセイユ・デタでの第3回会議（1804年）では、提出された14の問題のうち、実に6つが陪審制に関するものであった（陪審制の維持、起訴陪審と判決陪審の設置、陪審員の任命方法、陪審員の忌避、判決陪審への質問の仕方、陪審の評決方法）。中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』（法律文化社、2006年）3～4頁。
- (62) 1819年の諸法については、本稿が考察対象とする時期から外れるため、別稿に
(阪大法学) 73 (4-62) 730 [2023.11]

19世紀初頭フランスにおけるプレスの自由と立法

て論じることとする。しかし過激王党派のみで構成されたヴィレール J. d. Villèle (1773~1854年) 内閣の下でプレス犯罪は陪審制の管轄から外され、再びプレス犯罪に対する陪審制の管轄が復活するのは七月革命後の1830年10月のことであった。アルペール、前掲書、55頁、57頁。

- (63) *Bulletin des lois du royaume de France*, 7^e série, t. 1, Paris 1816, pp. 519~528.
プレヴォ裁判所は、裁判長、4人の裁判官、そしてプレヴォ prévôt から構成され、プレヴォは30歳以上の、陸軍または海軍で大佐以上の階級にある将校から選ばれた（1～5条）。プレヴォ裁判所の管轄は政治犯罪のみならず、武器の所持や暴力をともなって国王道路 grand chemin 上でなされた殺人や窃盗にも及んだ（12条）。絶対王政期に起源をもつプレヴォ裁判所については、正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考——マレショーセに見る治安、裁判、官僚制——』（刀水書房、2019年）167～192頁を参照。
- (64) 拙著、37～47頁。
- (65) E. Schwinge, *Der Kampf um die Schwurgerichte bis zur Frankfurter Nationalversammlung*, Aalen 1970, S. 55 f.
- (66) 『独英のプレス立法』の「前書き」の最後に「1818年1月」と記されていることから、クルーケは同書を少なくとも18年1月には書き上げていたと推測できる。
Krug, Entwurf (1818), S. VIII.
- (67) 法務大臣セール P. F. H. d. Serre (1776~1824年) が主導し、1819年5月17日、5月26日、6月9日にプレスに関する3つの法律を制定した。彼は穏健な立憲王党派に属し、18年から21年まで法務大臣を務めた。セールおよび「セール諸法」の詳細な検討は別稿にて行いたい。さしあたり5月17日と6月9日の法律については、稻本、「一九世紀フランスにおける『出版の自由』」、355～363頁を参照。

〔付記〕本研究は、JSPS 科研費 JP22K01122の助成を受けたものである。